

福岡県公報

平成二十二年八月四日
第三千四百十三号
増刊 ①

目次

告示 (第千三百十五号)

都市計画事業の認可の一部改正

(公園街路課)

教育委員会

福岡県教育文化表彰者選考規程の一部を改正する訓令 (教育庁総務課)

正 誤

水質汚濁防止法第十四条の七第一項の規定に基づく生活排水対策重点地域の指定の一部改正 (平成二十一年十二月福岡県告示第千八百九十八号) 中正誤

告示

福岡県告示第千三百十五号

都市計画事業の認可 (平成九年二月福岡県告示第百九十四号) の一部を次のように改正する。

正 誤

21・12・16	発行年月日	3052 増刊	公報 番号	告示	種類	1898	同上 番号	2	ページ		欄	12	行		備考
									上						
									下						
平成二十一年十二月十六日														正	
平成二十二年十二月十六日														誤	

平成二十二年八月四日

福岡県知事 麻生 渡

四中「福岡県福岡市南区大楠三丁目」を「福岡県福岡市南区大橋三丁目」に改める。

教育委員会

福岡県教育委員会訓令第第五号

本 庁

出先機関

福岡県教育文化表彰者選考規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年八月四日

福岡県教育委員会

福岡県教育文化表彰者選考規程の一部を改正する訓令

福岡県教育文化表彰者選考規程 (平成十年八月福岡県教育委員会訓令第十二号) の一部を次のように改める。

第二条二項中「市町村教育委員会又は出先機関の長若しくは教育庁本庁各課長」を「市町村教育委員会、出先機関の長若しくは教育庁本庁各課長又は福岡県総務部私学事振興局長」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。